

乾しいたけ新規参入者支援事業：R7

事業名	生産施設等整備事業				
	ほだ木造成	生産基盤施設整備		生産基盤機械導入	
内容	ほだ木造成経費	生産施設		生産機械類	
補助対象者	新規参入者、新規参入法人	新規参入者	新規参入法人	新規参入者	新規参入法人
年齢	65歳未満（当年度4/1時点の年齢） ※法人は年数関係なし				
栽培年数	3年未満 （最長2回まで可） ※当年度参入予定者可	3年未満 （申請時：3年目、植菌2回済まで） ※当年度参入予定者可			
植菌数 （現状と目標）	当年度3万駒以上	当年度 3万駒以上→10万駒以上（4年後まで）			
補助率	2/3	2/3	1/2		
県・市割合	県：1/3、市：1/3	県：1/3、市：1/3	県：1/3、市：1/6		
事業費 上限	（補助金30万円）	上限：500万円 （補助金：333万円） ※人工ほだ場：10千円/㎡ ハウス：21千円/㎡	上限：500万円 （補助金：250万円） ※人工ほだ場：10千円/㎡ ハウス：21千円/㎡	◎機械導入 累計上限：360万円 （補助金：180万円） ◎施設の移転改良 上限：360万円 （補助金：180万円）	◎機械導入 累計上限：500万円 （補助金：250万円） ◎施設の移転改良 上限：500万円 （補助金：250万円）
備考	・3万駒以上の植菌が必要（種駒購入証明書等確認） ・補助対象1,500本(3万駒相当分) ・ほだ木定額300円/本 ・使用する原木は自家所有林でも購入原木でも可 【補助金算出例】 事業費：300円×1500本＝45万円 補助金：45万円×2/3＝30万円	【対象物】 散水施設、人工ほだ場、ハウス、人工ほだ化施設 ※農業協同組合、民間事業者が生産者にリース等を行う場合も対象 ※耐用年数を越えた施設の移転、改修、改良は「機械導入：その他特認」で対象（1/2補助メニュー内） 【面積要件】 ※散水施設を設置するほだ場：0.1ha以上 ※人工ほだ場設置：0.05ha以上 ・中古品は不可			【対象物】 乾燥機、林内作業車、フェンソー、発電機、椎茸ドリル 施設の移転改良 など ※法人は小型機械(フェンソー等)は対象外 ※農業協同組合、民間事業者が生産者にリース等を行う場合も対象 ・中古品は不可
備考	・原木購入経費助成との併用不可 ・市町村種駒補助との併用不可	・耐用年数内に導入機械を処分した場合は補助金返還とする ・法人の場合は定款に「しいたけ生産事業」等明記していること			・耐用年数内に導入機械を処分した場合は補助金返還とする ・連携する福祉施設との作業契約必須

※ほかにも諸条件があります。詳しくは担当までご相談ください。

※補助事業を行う場合、3月中旬頃には施工(購入・設置・植菌)を完了させる必要があります。

※補助事業の申請前に購入等を行った場合は補助対象外になりますのでご注意ください。

<ほか>

◆「重機等運転技能講習受講支援」メニューがあります。別途ご相談ください

◆「給付金」メニューは別表参照

◆研修・資格メニューは別表参照